

江別市犯罪被害者等支援条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果

意見公募の結果

募集期間	令和7年8月25日(月) から 令和7年9月24日(水) まで
提出者数	1 人
提出件数	4 件

意見に対する市の考え方

取扱区分	内 容	件 数
A	意見を受けて案に反映したもの	1 件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	3 件
C	案に反映しないが、今後の参考等とするもの	0 件
D	案に反映しないもの	0 件
E	その他の意見	0 件

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	取扱区分
1	江別市条例の制定は、大賛成です。ただ、江別市内では重要凶悪犯罪等の発生は少なく、市条例を制定するような情勢はみられなかったかも知れませんが、法制定から20年を経ており、少々遅すぎた所と感じています。	犯罪被害者等支援条例は、令和3年に国が策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」に、犯罪被害者等の支援に特化した条例の必要性が盛り込まれたことを契機として、道外府県を中心に制定の動きが広がりました。 令和6年には、国の有識者検討会が“全ての地方公共団体において条例が制定されることが望ましい”と提言したことを受けて、道内のいくつかの市において、制定が進むこととなりました。 江別市では、このような国や道内自治体の動向を踏まえ、条例制定を目指すこととしました。	B
2	市条例素案を一読しました。他の自治体条例は確認していませんが、内容的によくご検討され必要項目等が網羅されているところと感じます。	市では、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、本年4月に「犯罪被害者等支援条例（仮称）検討会」を設置して、条例案のとりまとめを委任しました。 検討会は、学識経験者、警察・関係団体からの推薦者、公募市民の10名で構成され、それぞれの立場から、条例が江別市にふさわしい内容となるように多角的・多面的に意見交換を重ね、市内部で検討した具体の支援策や、他自治体の事例等を参考に、各条項や条文の審議を行い、条例案をとりまとめました。	B
3	市条例素案での被害者への具体的な支援として、「見舞金の支給（8条）」「日常生活の支援（9条）」「住居の安定（10条）」「安全の確保（11条）」など規定され、このこと自体は「非常に助かる。」ところと考えます。 ただ、しからは具体的に実効性のある何をどのようにやっていただけるかが明記されていません。知りたいところです。	第8条（見舞金の支給）及び第10条（住居の安定）については、犯罪被害者やその遺族等に対する金銭給付や市営住宅の優先入居等を行うことを想定しており、対象者や金額等の詳細は規則等に定めて実施します。 第9条（日常生活の支援）については、保育、教育、介護等、様々な制度を活用して犯罪被害者等への支援を行うことを想定しております。このため、要件や具体の支援内容は、関連する法令等において規定されます。 第11条（安全の確保）については、第8条から第10条の支援に関する手続き等に必要となる個人情報、個人情報保護法等の関係法令に基づき、適正に管理するための条項です。	B

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	取扱 区分
4	私自身、過去に凶悪犯罪の遺族やご家族と接した経験から、一点ご検討をいただき、次の点につき、条文に何らかの形で加味されてはどうかと考えます。 それは、経済面や生活面での支援に加え、「精神的な面」での気遣い・支援の充実についてであります。 ご遺族やご家族は、ショックで呆然としたり、どうすると良いのか路頭に迷うなど、精神的なダメージが非常に大きく、かつその状態が長引き立ち直りがなかなか難しい、というのが現状であろうと考えます。いわゆる「ASD」「PTSD」、更に「うつ病」等の発症が十分に予想されます。 本市条例の中に、何らかの形で「精神的な面の具体的支援」について、取り扱い対象件数はそう多くはないところと考えますので、カウンセリング体制の充実とか縷々ご検討をいただきたいと考えます。法制定から20年後の市条例の制定であり、新たな視点での充実部分も加味することをご検討願いたいです。	条例案第7条（相談及び情報の提供等）及び同条の解説に、犯罪被害者等が心身に受けた影響に配慮する旨の記述を加えます。	A